

公募型見積合せ説明書

令和 8 年 2 月 12 日

案件名	北区役所公用自動車保守整備業務
質疑受付	別紙「公募型見積合せへの参加について」を参照
業務内容等	別紙仕様書 1・2 のとおり
履行期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
参加資格	<p>別紙「公募型見積合せへの参加について」に記載する要件に加え、以下の要件の全てを満たす者。</p> <p>(1) 堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱（以下「登録要綱」という。）に基づく入札参加資格について、区分「業務委託・役務の提供」のうち、業種及び種目「その他維持管理 054003 自動車保守点検」での有効な登録を有していること。</p> <p>(2) 登録要綱第 3 条第 1 項第 1 号に定める市内業者であること。</p>
見積書等について	<p>見積書の提出については、契約事務担当課窓口への直接の提出は不要とし、郵送又は押印した見積書の「FAX 又は電子メール」での提出も可能とする。</p> <p>ただし、「FAX 又は電子メール」で見積書を提出した者が最低金額の見積書を提出した者として決定した場合については、別途、郵送等で押印した見積書の原本を提出すること。</p>
準備行為の取扱	本案件は、令和 8 年度当初予算の成立を前提に見積合せを行うものであり、契約の締結は令和 8 年 4 月 1 日とする。なお、本案件に係る予算が成立しなかった場合、契約は行わないため、了承の上で参加すること。
質疑受付期限	令和 8 年 2 月 20 日（金）正午
質疑回答期限	令和 8 年 2 月 25 日（水）
見積書提出期限	令和 8 年 2 月 27 日（金）正午
見積書提出場所	契約事務担当課
契約事務担当課	<p>堺市北区役所 企画総務課（担当 中辻） 堺市北区新金岡町 5 丁 1 番 4 号 電話：072-258-6706 FAX：072-258-6817 Mail：kitakiso@city.sakai.lg.jp</p>

別紙 公募型見積合せへの参加について

1 質疑について

上記案件について、質疑がある者は、先に示す質疑受付期限までに契約事務担当課にFAX又は電子メールにより問い合わせること。

なお、質疑の回答（質疑があった場合のみ。）は、先に示す質疑回答期限内に契約事務担当課よりFAX又は電子メールにより回答する。

また、質疑の回答は、その内容により参加者全員に回答する場合と質疑を行った者に個別に回答する場合とがある。

2 見積書の提出について

上記案件について、見積書を提出する者は、別紙仕様書その他契約条件を全て確認の上、先に示す見積書提出期限までに見積書提出場所へ必要事項を記入した見積書を提出すること。なお、一度提出された見積書の差替えは契約事務担当課からの指示がある場合を除き認めない。

3 その他注意事項

（1）公募型見積合せ参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4及び堺市契約規則第3条の規定に該当しない者
- イ 参加申込期限から見積書提出期限までの間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づく入札参加停止又は入札参加回避（改正前の堺市入札参加有資格者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止又は指名回避を含む。）を受けていない者
- ウ 参加申込期限から見積書提出期限までの間に、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けていない者
- エ 当該案件の見積合せ参加者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）が、他の見積合せ参加者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）を兼ねていないこと（同一代表者が複数の企業で同一案件に参加することはできない。）
- オ 組合については、その構成員が当該案件に見積合せ参加の申込をしていないこと
- カ 見積合せ説明書及び仕様書で指定する書類の全てを提出できる者
- キ 仕様書に基づき、信義に従い誠実に履行できる者

（2）見積書の記載事項

見積書の書式は指定しないが、以下の必要事項を漏れなく記入・押印すること。また、項目ごとに詳細な内訳を記載すること。なお、押印漏れ等の重大な過失がある場合、当該見積書を無効とする。

- ・宛先は「堺市長」とすること
- ・所在地、商号又は名称、代表者職氏名、使用印鑑届に登録のある印影
なお、契約先情報を登録している場合は、当該受任者に係る情報
- ・消費税額等については、外税（税別）方式で記入すること
なお、消費税額等に円未満の端数がある場合は、切り捨てとすること
- ・各見積単価・金額（税抜）、消費税額等、税込合計金額
ただし、税抜金額が算出し難い場合は、「税込」と表示の上、税込単価・金額のみを記載することも可とする

（3）見積書の無効要件

次の各事項に該当する見積りは無効とし、以後継続する当該見積合せに参加することはできない。

- ア 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき
- イ 見積金額の記載を訂正したとき
- ウ 見積者の記名押印のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき
- エ 再度の見積りにおいて、前回の最低金額と同額又はこれを超える金額をもって見積りを行ったとき
- オ 1人で同時に2通以上の見積書をもって見積りを行ったとき
- カ 明らかに連合によると認められるとき
- キ 参加資格のない者が見積りを行ったとき
- ク 前記ア～クに掲げる場合のほか、市の指示に違反し、もしくは見積りに関する必要な条件を具備していないとき

（4）見積合せの中止

最低金額の見積書を提出した者を決定するまでに、上記案件の見積合せを中止する場合がある。

（5）最低金額の見積書を提出した者の決定

最低金額の見積書を提出した者に対してのみ、契約事務担当課からその旨を連絡する。